Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 207 2019 年 07 月 22 日

EU:国内商標の識別性に対する最低限の尊重

欧州連合一般裁判所は、2019 年 05 月 07 日付けで「MULTIPLUS」商標に関する欧州連合知的財産庁の第 4 審判部の決定を無効とする判決を下しました。

Solgar Holdings は、2015 年 02 月に第 5 類の商品に関して「MultiPlus ラベル」から構成される 4 商標を EUTM に出願しました。

Sona Nutrition は第 5 類の同一及び類似商品をカバーするアイルランド登録商標「MULTIPLUS」(ワードマーク)と混同することに基づいて異議申立をしました。

EUIPO の異議部門は両商標が類似しないことに基づいて異議申立を拒絶しました。審判部は"multiplus"には独立した識別機能がなく先行国内商標の識別性は極めて低いものと判断して、その決定を維持しました。従って、審判部は、両商標は全体としては類似しないという決定を下しました。

一般裁判所は、"Multiplus"は識別性のない 2 語から成り、その結合は単に商品を指定していることに同意しました。しかしながら、同裁判所は"Multiplus"は識別性に欠けるという審判部の見解には同意しませんでした。

「Formula One Licensing v. OHIM」の判決に言及しながら、一般裁判所は、識別性欠如の判断は EUTM と国内商標の共存の原則を尊重していないとみなしました。同裁判所によれば、異議申立の根拠となる国内商標には少なくとも極めて低い識別性は認められるべきとのことです。「Deutsch Post v. OHIM」の判決を言及して、同裁判所は国内商標と同一である要素に識別性がないという判断は EU 規則(2017/1001)と相入れないものであることを強調しています。この判断ミスにより、審判部の決定は他の点を審査することなく無効となりました。

Inserted Text is here.

加盟国で登録があれば、第三者がその商標の EUTM 登録を取得することに対抗する少なくても最低限の保護を受けることができます。

（出典：INTA Bulletin）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。